

調 査

(1) 道路調査

本年度に評価対象としたセンサス区間について、道路構造条件、騒音対策状況、交通流条件等を調査し、その結果を基に評価対象区間を条件毎に分割し、評価区間を設定した。

表 2.3.1 道路調査結果

H27年度道路交通センサス調査単位区間番号	評価区間番号	路線名	起点	終点	車線数	道路構造	遮音壁	舗装種別	騒音発生強度の把握の方法
10260	10260-1	一般国道10号	豊後大野市大飼町 久原	豊後大野市大飼町 久原	2	平面	無	密粒舗装	2 11380-3を準用
10410	10410-1	一般国道57号	豊後大野市大飼町 下津尾	豊後大野市千歳町 新殿	2	平面	無	密粒舗装	4
	10410-2		豊後大野市千歳町 新殿	豊後大野市千歳町 新殿	2	平面	無	密粒舗装	4
	10410-3		豊後大野市千歳町 新殿	豊後大野市千歳町 新殿	2	盛土	無	密粒舗装	4
	10410-4		豊後大野市千歳町 新殿	豊後大野市千歳町 下山	2	平面	無	密粒舗装	4
10435	10435-1	一般国道57号	豊後大野市大野町 田中	豊後大野市大野町 田中	2	平面	無	排水性舗装	2 11380-3を準用
	10435-2		豊後大野市大野町 田中	豊後大野市大野町 屋原	2	平面/切土	無	密粒舗装	2 11380-3を準用
	10435-3		豊後大野市大野町 屋原	豊後大野市大野町 屋原	2	平面	無	密粒舗装	2 11380-3を準用
	10435-4		豊後大野市大野町 屋原	豊後大野市朝地町 市万田	2	平面	無	密粒舗装	2 11380-3を準用
	10435-5		豊後大野市朝地町 市万田	豊後大野市朝地町 下野	2	平面	無	密粒舗装	2 11380-3を準用
	10435-6		豊後大野市朝地町 下野	豊後大野市朝地町 下野	2	平面	無	密粒舗装	2 11380-3を準用
11380	11380-1	一般国道326号	豊後大野市三重町 芦刈	豊後大野市三重町 菅生	2	平面	無	排水性舗装	2 11380-3を準用
	11380-2		豊後大野市三重町 菅生	豊後大野市三重町 菅生	2	平面	無	排水性舗装	2 11380-3を準用
	11380-3		豊後大野市三重町 菅生	豊後大野市大飼町 大寒	2	平面	無	密粒舗装	1
41040	41040-1	大分大野線	豊後大野市・大分市 境	豊後大野市大野町 中土師	2	平面	無	密粒舗装	4
	41050-1		豊後大野市大野町 中土師	豊後大野市大野町 宮迫	2	平面	無	密粒舗装	4
60960	60960-1	三重新殿線	豊後大野市千歳町 前田	豊後大野市千歳町 下山	2	平面	無	密粒舗装	4

(2) 沿道調査

本年度に評価対象としたセンサス区間について、騒音に係る環境基準の類型及び都市計画用途地域を調査した。

建物状況については、電子住宅地図（Zmap-TOWN II）により取得するものとした。

(3) 騒音調査

本年度に評価対象としたセンサス区間のうち、騒音発生強度の把握の方法1に該当するセンサス区間について、代表する地点の道路近傍騒音レベルを測定した。

表 2.3.2 測定結果（道路近傍騒音レベル・背後地騒音レベル）

測定地点番号	評価区間番号	路線名	道路近傍騒音レベル (L Aeq)		背後地騒音レベル (L A95)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
13	11380-3	一般国道326号	71	66	42	37

注) 1.測定地点番号: 面的評価支援システムで設定した測定地点番号に対応
2.道路近傍騒音レベルに対する環境基準値: 昼間70dB、夜間65dB

平成 30 年度面的評価結果

1.1 本年度評価区間

本業務における平成 30 年度評価対象区間の道路に面する地域に立地している住居等(325 戸)を対象に自動車騒音の常時監視として面的評価を実施した。

平成 30 年度評価区間全体の評価結果から、昼夜とも環境基準値以下の戸数は 323 戸で、達成率は 99.4%であった。また、昼のみ環境基準値以下の戸数及び夜のみ環境基準以下の戸数は 0 戸(0.0%)、昼夜とも環境基準値を超過していた戸数は 2 戸(0.6%)であった。

表 3.2 平成 30 年度面的評価結果(平成 30 年度対象区間のみ)

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
H30年度対象戸数 (325戸)	323	99.4	0	0.0	0	0	2	0.6
近接空間 (137戸)	137	100.0	0	0.0	0	0	0	0
非近接空間 (188戸)	186	98.9	0	0	0	0	2	1.1

注) 近接空間:2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端からの距離15mの範囲

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端からの距離20mの範囲

非近接空間:近接空間以外の道路端から50mまでの範囲

